

- 関連通達

### 河川敷地占有許可準則

河川敷地の占有許可について（昭和40年12月建設事務次官通達）

河川敷地の占有許可準則の一部改正について（昭和58年12月建設事務次官通達）

河川敷地の占有許可について（平成6年10月建設事務次官通達）

河川敷地の占有許可について（平成11年8月建設事務次官通達）

工作物設置許可基準（平成10年1月治水課長通達）

不法係留船対策（平成10年2月河川局長通達）

## 河川敷地の占用許可について (昭和40年12月建設事務次官通達)

昭和四十年十一月十日付け河川審議会の答申に基づき、別紙のとおり、河川敷地占用許可準則」を定めたので、下記事項に御留意のうえ、河川敷地の占用許可の適正な執行を図られたく、命により通達する。

### 記

#### 1 占用許可の基本方針について

河川敷地は、河川の流路を形成し、洪水の際には安全にこれを流過せしめ、洪水による被害を除却し、又は軽減させるためのものであり、かつ、公共用物として本来一般公衆の自由なる使用に供されるべきものであるので、原則としてその占用は認めるべきではないが、社会経済上必要やむを得ず許可する場合には、河川敷地占用許可準則(以下「準則」という。)第三に従い処理するものとする。

なお、次の各号に掲げる施設のためにする占用以外の占用は、許可しないものとする。

- 一 公園、緑地及び広場
- 二 一般公衆の用に供する運動場(営利を目的とするものを除く。)
- 三 児童、生徒等が利用する運動場で学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する学校が設置し、管理するもの
- 四 採草放牧地その他これに類するもの
- 五 その他営利を目的としないもので、その占用の方法が河川管理に寄与するもの

#### 2 公共性の高い事業の計画との調整について

(1) 道路橋、公園等の公共性の高い事業のための占用の計画が確定している場合には、他の者に対する占用の許可は、これを抑制し、又は許可期間を制限する等の適切な措置を講ずることにより、当該公共性の高い事業のための占用の計画に支障を及ぼさないようにするとともに、占用に伴う補償等の問題の発生を防止するものとする。

(2) 従来、公共性の高い事業のための占用の許可をするに際し、既存の占用との調整を要するときは、占用当事者間の協議が整ったうえで許可処分をしていた例がみられたが、今後は、河川管理者が積極的に調整に努め、必要な場合は、既存の占用許可の取消し等の措置を講ずることにより、当該公共性の高い事業の円滑な実施に資するよう努めるものとする。

#### 3 占用の方法について

準則第五は、占用の方法についての最低基準を定めたものであること。なお、「治水上又は利水上特に重要な区間の河川」は、あらかじめ、定めておくものとし、定めた場合には、遅滞なく、河川局長に報告するものとする。

#### 4 占用の許可の期間及び許可の内容について

- (1) 占用の許可の期間は、従来、占用の目的、態様にそぐわない短期の期間を設定する例がみられたが、今後は、当該占用の目的を達成するため合理的にして、かつ、必要最小限度の期間を準則第六の期間の範囲内において設定するとともに、許可の内容は、当該占用の期間に当該占用の目的を達成するため必要と認められる最小限度のものとするよう許可申請の内容を十分審査して許可することとし、当該期間の経過後、期間の更新を拒否しても損失補償の問題を生じないようにするものとする。
- (2) 許可の期間内においても、常時許可の内容どおり占用を行なっているかどうかを監視するとともに、少なくとも、一年ごとに占有者から占有状況の報告を求め、河川管理上必要があるときは、許可条件の附加、改訂を行なう等の措置を講ずることにより、河川敷地の占有が適正に行なわれるよう努めるものとする。

#### 5 都市における河川の敷地占有の特例について

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九に規定する指定都市又はその周辺に存する河川敷地については、準則第九の特例を適用するのが適当であると考え、その他の都市についても当該都市における公園、緑地等が不足している状況に応じ、同特例を適用するものとする。

なお、その適用にあたっては、河川敷地の状況及び当該都市における公園、緑地等が不足している状況に応じ、あらかじめ、同特例を適用する河川の区間を定めておくものとし、定めた場合には、遅滞なく、河川局長に報告するものとする。

#### 6 既存の占有に対する措置について

- (1) 既存の占有のうち、準則に適合しないものについては、当該占有の実態、経緯等を勘察して、具体的な改善計画を樹立し、逐次、準則に適合するように措置するものとする。
- (2) 公園、緑地等が不足している都市又はその周辺の河川敷地については、地方公共団体の公園担当部局等と連絡を密にして、河川敷地の公園、緑地等への開放計画を樹立し、すみやかに、一般公衆の利用に供しうよう措置するものとする。

( 別 紙 )

#### 河川敷地占有許可準則

(趣旨)

第1 この準則は、河川が公共用物であることにかんがみ、河川敷地の占有が河川本来の供用目的に即応して適正に行なわれるよう許可の基準を定め、もって河川管理の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この準則において「河川敷地」とは、河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第六条第一項の河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。)をいう。

2 この準則において「占用の許可」とは、河川法第二十四条の許可（水利使用又は工作物の新築若しくは改築に伴うものを除く。）をいう。

（占用許可の基本方針）

第3 河川敷地の占用は、当該占用が次の各号に該当する場合であって、かつ、必要やむを得ないと認められるものに限り許可することができる。この場合においては、その地域における土地利用の実態を勘案して公共性の高いものを優先させなければならない。

- 一 当該占用により治水上又は利水上支障を生じない場合
- 二 当該占用により河川の自由使用を妨げない場合
- 三 当該占用により河川及びその附近の自然的及び社会的環境を損わない場合

（公共性の高い事業の計画との調整）

第4 公共性の高い事業のための占用の計画が確定し、当該占用の計画について河川管理者が知り得た場合又は河川管理者に申出があった場合においては、他の者に対する占用の許可は、当該占用の計画に支障を及ぼさないようにしなければならない。

（占用の方法の基準）

第5 占用の許可をする場合における当該占用の方法は、少なくとも、次表に掲げる基準に適合するものでなければならない。

分 類	基 準
敷地の位置	1 堤防法尻から治水上又は利水上特に重要な区間の河川にあつては20メートル以上、その他にあつては10メートル以上離すこと。 2 低水路法肩若しくは計画低水路法肩又は河岸から治水上又は利水上特に重要な区間の河川にあつては20メートル以上、その他にあつては10メートル以上離すこと。 3 河川管理施設又は許可工作物（電線等空中に架設され、又は地下に埋設される工作物を除く。）との間に当該河川管理施設又は許可工作物の状況に応じて10メートル以上で相当と認められる間隔を保つこと。 4 他の者が占用の許可を受けている河川敷地又は橋との間に当該河川敷地の利用の状況等に応じて10メートル以上で相当と認められる間隔を保つこと。
柵 類	1 高さは、地上1メートル以下とすること。 2 竹木等の軽易な材料を用いること。
植 物	1 高さは、地上1メートル以下とすること。 2 竹木類は、群生させないこと。
土地の形状 変更	現在の平均地盤高より0.5メートル以内として、流水に対し平滑であること。
柵以外の工 作物	可搬式の構造とすること。ただし、軽易な橋、函渠等で河川管理上支障がないと認められたものについてはこの限りでない。

空地の設定	長区間にわたって占用する場合は、おおむね1,000メートルごとに100メートル程度の空地を設けること。
-------	-----------------------------------------------------

2 占用の許可にあたっては、当該占用に伴う危険を防止するために必要な措置を講じさせなければならない。

(占用の許可の期間)

第6 占用の許可の期間は、公園、緑地、運動場その他これらに類する施設のためにする占用にあつては5年以内、その他の施設のためにする占用にあつては3年以内において当該河川の状況、当該占用の目的及び態様等を考慮して必要最小限度のものとしなければならない。

2 前項の許可の期間が満了したときは、当該許可は効力を失うものとする。

(許可の内容)

第7 占用の許可又は当該占用に伴う工作物の新築又は改築の許可は、当該占用の期間内に当該占用の目的を達成するために必要と認められる最小限度の内容とするものとする。

(一時占用の特例)

第8 工事、季節的な行事等を行なうための河川敷地の一時的な占用の許可については、この準則によらないことができる。

(都市における河川の敷地占用の特例)

第9 公園、緑地等が不足している都市内の河川又はその近傍に存する河川の敷地で、一般公衆の自由なる利用を増進するため必要があると認められるものについては、公園、緑地及び広場並びに一般公衆の用に供する運動場のためにする占用に限って許可するものとする。

河川敷地の占用許可準則の一部改正について  
(昭和58年12月1日 建設事務次官通達)

標記については、昭和40年12月23日付け建設省発河第199号をもって通達したところであるが、この度、昭和58年10月31日付け河川審議会の答申を受け、別紙のとおり、河川敷地占用許可準則の一部を改正したので、命により通達する。

なお、この答申においても従来からの河川敷地の占用許可に係る基本方針は堅持すべきものとされており、したがって、今回の河川敷地占用許可準則の改正によって同通達の記1から6までを変更するものではないことに留意して、今後とも河川敷地の占用許可の適正な執行を図られたい。

(別紙)

河川敷地占用許可準則の一部を次のとおり改正する。

第5第1項の表を次のとおり改める。

分類	基準
敷地の位置	<p>1 堤防法尻から治水上又は利水上特に重要な区間の河川にあっては20m以上、その他にあっては10m以上(中小河川並びに遊水地及び湖沼・ダム貯水池に係る占用にあっては、5m以上)離すこと</p> <p>2 低水路法肩若しくは計画低水路法肩又は河岸から治水上又は利水上特に重要な区間の河川にあっては20m以上、その他にあっては10m以上(中小河川並びに遊水地及び湖沼・ダム貯水池に係る占用にあっては、5m以上)離すこと。</p> <p>3 河川管理施設又は許可工作物(電線等空中に架設され、又は地下に埋設される工作物を除く。)との間に当該河川管理施設又は許可工作物の状況に応じて5m以上で相当と認められる間隔を保つこと。          なお、ダム貯水池にあっては、ダム堤体から50m以上離すと。</p> <p>4 他の者が占用の許可を受けている河川敷地との間に当該河川敷地の利用の状況等に応じて5m以上で相当と認められる間隔を保つこと。</p> <p>5 河川管理上支障がないように樹種及び栽植位置の選定等が行われた植物の栽植地については、1から4までの基準によらないことができる。</p>
植	<p>高さ、地上1m以下とし、竹木類は、群生さ量ないこと。ただし、河川管理上支障がないように樹種及び栽植位置の選定等が行われたものについては、この限りではない。</p>
柵その他の	<p>1 可搬式又は転倒式の構造とすること。ただし、簡易な柵、橋等で河川管理上支障がないと認められるものについては、この限り</p>

工 作 物	<p>でない。</p> <p>なお、転倒式の場合は、流出しない構造で転倒時に流水の流下に支障を与えないものであること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、遊水地及び湖沼・ダム貯水池に係る占用にあつては、河川管理上支障がないと認められるものについては可搬式又は転倒式以外の構造とすることができる。この場合においては、流出しない構造とすること。</p> <p>現在の平均地盤高より0.5m以内として、流水に対し平滑であること。</p> <p>長区間にわたって占用する場合は、おおむね1,000mごとに20m以上で相当と認められる空地を設けること。</p>
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 河川敷地の占用許可について (平成6年10月建設事務次官通達)

平成6年9月26日付け建設省河審発第23号の河川審議会の答申に基づき、別紙のとおり、河川敷地占用許可準則を定めたので、下記事項に留意の上、河川敷地の占用許可の適正な執行を図られたく、命により通達する。

なお、昭和40年12月23日付け建設省発河第199号「河川敷地の占用許可について」は、廃止する。

### 記

#### 1 占用許可の基本的な考え方について

昭和40年12月23日付け建設省発河第199号「河川敷地の占用許可について」(以下「旧通達」という。)においては、水利使用又は工作物の新築又は改築に伴う占用以外の占用について、河川敷地は、河川の流路を形成し、洪水の際には安全にこれを流過せしめ、洪水による被害を除却し、又は軽減させるためのものであり、かつ、公共用物として一般公衆の自由なる使用に供されるべきものである。原則としてその占用は認めるべきではないが、社会経済上必要やむを得ない場合には河川敷地占用許可準則に従い許可するものとし、以来約30年にわたり、河川敷地の占用許可については、旧通達によってきたところである。

しかしながら、河川環境に対する関心の高まり、スポーツ・レクリエーション活動の場としての利用等河川の保全・利用に対する要請は、ますます増大し、多様化しており、河川管理者としても、これらの要請に的確にこたえるべき状況となっている。

このため、河川が公共用物であることにかんがみ、その本来の機能が維持されるとともに、良好な環境の保全と適正な利用が図られるよう占用許可を運用することが必要である。

具体的には、河川環境との調和を図りつつ、占用許可の可否の判断を行うものとする。また、これまでは、自由使用を基調とし、公園、広場等の自由使用を増進する施設に限定して占用を認めることとしてきたが、最近では、特定目的のために整備された大規模な施設を多人数が利用することが増加傾向にあり、このような施設であって、その利用機会が多数の国民に広く等しく開かれているもののうち、公共空間である河川の利用の在り方に適合するものについては、占用を認めるものとする。

#### 2 工作物の占用許可について

旧通達においては、公園、広場等河川敷地を面的に占用するもの（これら

に附属して設けられる工作物を含む。)のみを河川敷地占用許可準則の適用対象としており、工作物(面的な占用に附属して設けられるものを除く。)の設置を目的とする河川敷地の占用については、その適用対象としていなかったため、各河川管理者は、個別に審査の上、これを許可してきた。このような工作物の占用許可についても、許可申請者に対して、許可を受けることが可能か否かについて予見可能性を与える必要があるため、これまで許可をしてきたものの実例に基づいて、占用が可能な工作物の種類及び内容について例示するものとする。

### 3 占用の許可の期間について

占用の許可の期間については、旧通達においては、3年又は5年以内で必要最小限度の期間とされていたが、占用物件である公園や橋梁等を設置する期間の実態等にかんがみ、最長期間を旧通達よりも延長したものである。

(別紙)

#### 河川敷地占用許可準則

(目的)

第1 この準則は、河川が公共用物であることにかんがみ、その本来の機能が維持され、良好な環境の保全と適正な利用が図られるよう、河川敷地の占用許可の基準を定め、もって適正な河川管理を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2 この準則において「河川敷地」とは、河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)第6条第1項の河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。)をいう。

2 この準則において「占用の許可」とは、法第24条の許可をいう。

3 この準則において「面的占用」とは、第6条第1項各号に掲げる施設の設置を目的とする河川敷地の占用をいう。

4 この準則において「許可工作物」とは、法第26条第1項の許可を受けて設置される第7各号に掲げる工作物をいい、「工作物占用」とは、許可工作物の設置を目的とする河川敷地の占用をいう。

(適用除外)

第3 この準則は、法第23条の水利使用のためにする河川敷地の占用には、適用しない。

(占用許可の基本方針)

第4 河川敷地の占用は、次に掲げる基準に該当し、かつ、必要やむを得ないと認められる場合に許可することができる。この場合においては、その地域における土地利用の実態を勘案して公共性の高いものを優先させなければならない

い。

- 一 治水上又は利水上支障を生じないものであること。
- 二 河川の自由使用を妨げないものであること。
- 三 河川環境管理基本計画が定められている場合にあっては、当該計画に定める事項と整合性を失しないものであること。
- 四 河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわないものであること。

第5 公共性の高い事業のための占用の計画が確定し、当該占用の計画について河川管理者が知り得た場合又は河川管理者に申出があった場合においては、他の者に対する占用の許可は、当該占用の計画に支障を及ぼさないようにしなければならない。

(面的占用が可能なものの例示)

第6 次の各号に掲げる施設については、国、地方公共団体、公共法人その他これらに準ずる者又は営利を目的としない者(以下「公的主体等」という。)の申請に対して占用を許可することができる。ただし、第4号及び第5号に掲げる施設、その他当該施設の周辺に影響を与える施設については、許可申請者が当該施設の周辺の市町村等の同意を得たと認められる場合に限り、占用を許可することができるものとする。

- 一 公園、緑地又は広場
- 二 運動場
- 三 採草放牧地
- 四 グライダー練習場その他これに類するもの
- 五 モトクロス場、ラジコン飛行機滑空場その他これらに類するもの
- 六 前各号に掲げるもののほか当該面的占用を許可することにより河川管理に寄与するもの

2 前項各号に掲げる施設については、当該施設周辺の騒音の抑制及び道路交通の安全の確保上必要やむを得ないと認められる場合に限り、当該施設と一体を成す利用者のための駐車場の占用を許可することができる。この場合において、当該駐車場は、本体施設の利用時間以外には駐車させず、かつ、洪水時には車両を撤去することができる体制が執られるよう条件を付するものとする。

3 第1項各号に掲げる施設については、施設利用者のための売店、便所、休憩所、ベンチ等を当該施設と一体を成す工作物として設置を許可することができる。

(工作物占用が可能なものの例示)

第7 次の各号に掲げる工作物については、許可申請者の特性及び事業活動等

の実態を勘案し、公的主体等又は事業活動等のため河川を利用することが必要やむを得ない者に対して占用を許可することができる。ただし、第7号から第9号までに掲げる工作物その他当該施設の周辺に影響を与える工作物については、許可申請者が当該工作物の周辺の市町村等の同意を得たと認められる場合に限り、占用を許可することができるものとする。

- 一 道路又は鉄道のための橋梁又はトンネル（附属施設を含む。）、自転車歩行者専用道路等、公共的な水上交通のための船着場その他これらに類するもの
- 二 水道管、下水道管、ガス管、電線、鉄塔、電話線、電柱、情報通信又は放送用ケーブルその他これらに類するもの
- 三 水防倉庫その他水防活動のために必要な施設
- 四 港湾施設、漁港施設その他水運、漁業等のために必要と認められる施設
- 五 工場、事業所等からの排水のための施設
- 六 通路又は階段
- 七 船舶係留施設又は船舶上下染施設
- 八 公共駐車場、下水処理場、変電所その他の公共公益施設であって地下に設けられるもの
- 九 病院その他公共性のある施設のための通路その他これに類する施設であって上空に設けられるもの
- 十 前各号に掲げるもののほか当該工作物が社会経済上必要やむを得ないものであり、かつ、公衆による河川の利用に寄与すると認められるもの

（占用の方法の基準）

第8 面的占用の許可をする場合における当該占用の方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

分類	基準
敷地の位置	1 堤防法尻から治水上又は利水上特に重要な区間の河川にあつては20m以上、その他にあつては10m以上（中小河川（当該河川の流域面積が、おおむね20Km <sup>2</sup> 未満のものをいう。以下同じ。）又は湖沼・ダム貯水池に係る占用にあつては、5m以上）離すこと。ただし、高水敷と堤防とを一体として占用することが必要な場合においては、この限りでない。 2 低水路法肩若しくは計画低水路法肩又は河岸から、治水上又は利水上特に重要な区間の河川にあつては20m以

	<p>上、その他にあつては10m以上（中小河川又は湖沼・ダム貯水池に係る占用にあつては5m以上）離すこと。ただし、高水敷と水面とを一体として占用することが必要な場合においては、この限りでない。</p> <p>3 河川管理施設（堤防及び護岸を除く。）又は許可工作物（電線等空中に架設され、又は地下に埋設される工作物を除く。）との間に当該河川管理施設又は許可工作物の状況に応じて5m以上で相当と認められる間隔を保つこと。</p> <p>なお、ダム貯水池にあつては、ダム堤体から50m以上離すこと。</p> <p>4 他の物が占用の許可を受けている河川敷地との間に当該河川敷地の利用の状況等に応じて5m以上で相当と認められる間隔を保つこと。ただし、空中に架設され、又は地下に埋設される許可工作物の敷地との間については、この限りでない。</p> <p>5 植物の栽植のための占用については、河川管理上支障がないように樹種及び栽植位置の選定等が行われた場合は、1から4までの基準によらないことができる。</p> <p>高さは、地上1m以下とし、竹木類は、群生させないこと。ただし、河川管理上支障がないように樹種及び栽植位置の選定等が行われたものについて、この限りでない。</p>
<p>植 物</p> <p>さくその他 の工作物</p>	<p>1 可搬式又は転倒式の構造とすること。ただし、次の(1)又は(2)に掲げるものについては、この限りでない。</p> <p>(1)簡易なさく橋等で河川管理上支障がないと認められるもの</p> <p>(2)便所、休憩所等河川の利用者の利便を増進するための工作物であつて、イ又はロに該当するもの</p> <p>イ 当該工作物が計画堤防に入らないように、かつ、堤防の安定性を損なわないように堤防裏法に盛土をして設けられたもの</p> <p>ロ 洪水時に当該工作物の地上にある部分が搬出できるように、かつ、地下にある部分が流出しないように措置して設けられたもの</p> <p>なお、転倒式の場合は、流出しない構造で転倒時に流水の流下に支障を与えないものであること。</p> <p>2 1にかかわらず、湖沼・ダム貯水池に係る占用にあつ</p>

<p>土地の形状 の変更</p> <p>空地の設定</p>	<p>ては、河川管理上支障がないと認められるものについては可搬式又は転倒式以外の構造とすることができる。この場合においては、流出しない構造とすること。</p> <p>現在の平均地盤高より0.5m以内として、流水に対し平滑であること。ただし、河川管理上支障がないと認められるものについては、この限りでない。</p> <p>長区間にわたって占用する場合は、おおむね1,000mごとに20m以上で相当と認められる空地を設定すること。</p>
-----------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 工作物占用の許可をする場合における当該占用の方法は次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、河川管理上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

- 一 河床変動を勘案し、河川整備基本方針等と整合していること。
- 二 計画堤防内に設けないこと。
- 三 河川の水衝部を避けること。
- 四 堤防法尻付近に設けないこと。
- 五 河川管理施設又は他の許可工作物に近接して設けないこと。
- 六 地質的にぜい弱な位置を避けること。
- 七 河川の縦断方向に設けないこと。

3 法第26条第1項の許可の基準は、河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)に定めるほか、別に定めるところによる。

4 前3項の規定は、法第6条第2項に規定する高規格堤防特別区域、同条第3項に規定する樹林帯区域及び河川法施行令(昭和40年政令第14号)第1条第2項に規定する遊水地における占用には、適用しない。

(占用の許可の期間)

第9 占用の許可の期間は、公園、緑地、運動場その他これらに類する施設又は工作物のためにする占用にあつては10年以内とし、その他の施設のためにする占用にあつては5年以内において当該河川の状況、当該占用の目的及び態様等を考慮して必要最小限度のものとしなければならない。

2 前項の許可の期間が満了したときは、当該許可は効力を失うものとする。

(占用の許可の内容等)

第10 占用の許可又は当該占用に伴う工作物の新築又は改築の許可は、当該占用の期間内に当該占用の目的を達成するために必要と認められる最小限度の内容のものとする。

2 占用の許可には、水質保全、占用に伴う騒音の抑制等環境の保全上その他河川管理上必要と認められる場合には、必要な条件を付するものとする。

(一時占用の特例)

第11 工事、季節的な行事又は仮設物等のための河川敷地の一時的な占用の許可については、この準則によらないことができる。

附 則

(経過措置)

- 1 この準則の制定の際占用の許可を受けて現に存し、又は現に工事中の施設又は工作物の全部又は一部がこの準則に適合しない場合においては、当該施設又は工作物に対しては、当分の間、この準則は適用しない。
- 2 前項に該当する施設又は工作物について、当該占用の許可の期間が終了した後にも引き続き許可を与えようとするときは、許可申請者に対してこの準則に適合するものとなるよう努めることを指導するものとする。

# 河川敷地の占用許可について

(平成11年8月5日 建設事務次官通達)

河川敷地占用許可準則を別紙のとおり定めたので、下記の事項に留意の上、河川敷地の占用許可の適正な執行を図られたく、命により通達する。

なお、平成6年10月17日付け建設省河政発第61号「河川敷地の占用許可について」は、廃止する。

## 記

### 一 河川敷地占用許可準則の改正の背景

河川敷地は、河川の流路を形成し、洪水の際には安全にこれを流下させ、洪水による被害を除却し、又は軽減させるためのものであり、また、公共用物として、河川環境に配慮しつつ、他の利用に支障のない範囲で一般公衆の多様な利用に供すべきものである。

平成9年度には、河川法（昭和39年法律第167号）の改正がなされ、河川の管理は、治水、利水及び河川環境の整備と保全が達成されるよう総合的に行うべきこと等とされたところであり、これに対応した河川敷地占用許可準則の改正が必要となっていたところである。

### 二 河川敷地占用許可準則の改正の視点

今回の河川敷地占用許可準則の改正は、次のような視点から行なったものである。

- (1) 平成8年6月の河川審議会答申「21世紀の社会を展望した今後の河川整備の基本的方向について」において、「川の365日」を意識しつつ河川行政を展開することが重要である旨指摘されたところであり、自然豊かで、貴重なオープンスペースである河川敷地については、河川環境に配慮しつつ、個々の河川の実態に即して、適正かつ多様な利用をより一層推進することにより、国民の河川への親しみを醸成していくことが必要となっていること。
- (2) 河川敷地は、基本的にはその周辺の住民により利用されるものであること等にかんがみ、その占用の許可に当たっては、景観や自然環境との調和を図りつつ街づくりへの活用を図ること、及び地域の意見を十分に反映することことが重要である。この点については、平成11年3月の第2次地方分権推進計画においても、地域に密着している河川敷地の利用等の分野に関しては、できるだけ地元市町村等の主体性が尊重されるよう、市町村等が参画できる範囲を拡大するための措置を講ずることとされ、具体的には、地先の河川敷地の利用について地元市町村が主体的に判断できるようにするための包括占用許可を実施することとされたこと。
- (3) 従来の準則においては必ずしも許可方針が明確でなかった道路としての河川敷地の利用について、その設置が認められる場合を具体的に明示する必要があること。
- (4) 河川敷地の適正かつ多様な活用を図っていくためには、その占用許可の準則をできる限り具体的で、かつ、国民に分かり易いものとする必要があること。また、占用の許可の運用が厳格に過ぎるのではないかという批判があること。

### 三 河川敷地占用許可準則の運用上の留意点

改正後の河川敷地占用許可準則の運用に当たっては、特に以下の点に十分留意する必要がある。

- (1) 占用の許可の目的となる施設の範囲を従来より拡大したところであり、治水上、利水上又は河川環境上の支障が生じないように配慮しつつ、狭あいな国土条件の下で、河川敷地の公共用物としての活用の在り方について十分に検討し、適正な利用が行われるよう制度の運用に当たること。
- (2) 平成9年度の河川法の改正において、河川整備計画の策定に当たって地域の意見を聴くこととされたことにかんがみ、河川敷地の占用の許可に当たっても同様の手続を設けていること。具体の占用の許可に当たっては、地域の意見を踏まえつつ、占用施設の公共性等を勘案の上、河川管理者が判断すべきこと。
- (3) 河川環境の保全に対する国民の要請は高まっており、河川環境に係る計画において保全すべきこととされる河川敷地については厳にその保全に努めるべきであること。
- (4) 河川環境を保全するため、便所、ベンチ等も含め、工作物のデザイン、色彩等を河川全体の景観と調和したものとする必要があること。
- (5) 道路の敷地として河川敷地を活用するに当たっては、河川管理上の支障が生じないように、堤防等の河川管理施設の工事に係る費用の負担方式、洪水時の交通規制等のルールについて、あらかじめ道路・交通担当部局と調整する必要があること。
- (6) 包括占用許可については、地先の河川敷地の利用について地元市町村が主体的に判断できるようにするという本制度の創設の趣旨にかんがみ、市町村の創意工夫が十分に活かされるよう運用する必要があること。
- (7) 河川敷地の利用方法は、公共性の高いものを優先する必要があるほか、地域社会の状況変化に対応した適正なものである必要があること。このため、占用の許可の更新に当たっては、改正後の準則に従って適正な運用を行う必要があること。
- (8) 河川の利用は、洪水、津波等の危険を内包するものであるため、このような緊急時における情報伝達体制を整備し、占用施設の利用者の避難が円滑に行なわれるよう、許可条件の付加及びその履行の確保を的確に行う必要があること。

(別紙)

## 河川敷地占用許可準則

### 第1章 総則

(目的)

第1 この準則は、河川が公共用物であることにかんがみ、治水、利水及び環境に係る本来の機能が総合的かつ十分に維持され、良好な環境の保全と適正な利用が図られるよう、河川敷地の占用の許可に係る基準等を定め、地域の意向を踏まえつつ適正な河川管理を推進することを目的とする。

(定義)

第2 この準則において「河川敷地」とは、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第6条第1項の河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）をいう。

2 この準則において「占用の許可」とは、法第24条の許可をいう。

3 この準則において「占用施設」とは、占用の許可の目的である施設をいう。

(占用許可の手続)

第3 占用の許可に関する手続は、行政手続法第（平成5年法律第88号）に定めると

ころにより、適正に行なわなければならない。

(適用除外)

第4 この準則は、法第23条の水利使用のためにする河川敷地の占用には、適用しない。

## 第2章 通則

(占用許可の基本方針)

第5 河川敷地の占用は、第6に規定する占用主体がその事業又は活動に必要な第7に規定する占用施設について許可申請した場合で、第8から第11までの基準に該当し、かつ、河川敷地の適正な利用に資すると認められるときに許可することができるものとする。

2 前項の規定により占用の許可を行おうとする場合には、期限を定めて当該占用に係る河川敷地が存する市町村(特別区を含む。以下、同じ。)の意見を聴くものとする。

3 前項の場合において、占用による影響が広域に及ぶこと等により必要があると認められる場合には、同項の規定による意見聴取に併せ、期限を定めて他の関係市町村又は関係都道府県の意見を聴くものとする。

4 河川敷地の占用は、その地域における土地利用の実態を勘案して公共性の高いものを優先するものとする。また、公共性の高い事業のための占用の計画が確定し、当該占用の計画について河川管理者が知り得た場合又は河川管理者に申出があった場合においては、他の者に対する占用の許可は、当該占用の計画に支障を及ぼさないようにしなければならない。

(占用主体)

第6 占用の許可を受けることのできる者は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第7第1項第五号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる住民、事業者等及び同項第六号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる非営利の愛好者団体等もそれぞれ当該占用施設について占用の許可を受けることができるものとする。

一 国又は地方公共団体(道路管理者、都市公園管理者、下水道管理者、港湾管理者、漁港管理者、水防管理者、地方公営企業等である場合を含む。)

二 日本道路公団、都市基盤整備公団、地方公社等の特別な法律に基づき設立された法人

三 鉄道事業者、水上公共交通を担う旅客航路事業者、ガス事業者、水道事業者、電気事業者、電気通信事業者その他の国又は地方公共団体の許認可等を受けて公益性のある事業又は活動を行う者

四 水防団体、公益法人その他これらに準ずる者

五 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業を行う者又は当該事業と一体となって行う関連事業に係る施設(以下「市街地開発事業関連施設」という。)の整備を行う者

六 河川管理者、地方公共団体等で構成する河川水面の利用調整に関する協議会等において、河川水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者

(占用施設)

第7 占用施設は、次の各号に規定する施設とする。

- 一 次のイからニまでに掲げる施設その他の河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設
    - イ 公園、緑地又は広場
    - ロ 運動場等のスポーツ施設
    - ハ キャンプ場等のレクリエーション施設
    - ニ 自転車歩行者専用道路
  - 二 次のイからホまでに掲げる施設その他の公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設
    - イ 道路又は鉄道の橋梁（鉄道の駅が設置されるものを含む。）又はトンネル
    - ロ 堤防の天端又は裏小段に設置する道路
    - ハ 水道管、下水道管、ガス管、電線、鉄塔、電話線、電柱、情報通信又は放送用ケーブルその他これらに類する施設
    - ニ 地下に設置する下水処理場又は変電所
    - ホ 水防倉庫その他水防活動のために必要な施設
  - 三 次のイからハまでに掲げる施設その他の河川空間を活用した街づくりに資する施設
    - イ 遊歩道、階段等の親水施設
    - ロ 河川上空の通路、テラス等の施設で病院、学校、社会福祉施設、市街地開発事業関連施設等との連結又は周辺環境整備のために設置されるもの
    - ハ 地下に設置する道路又は公共駐車場
  - 四 次のイからハまでに掲げる施設その他の河川水面の利用の向上及び適正化に資する施設
    - イ 公共的な水上交通のための船着場
    - ロ 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）
    - ハ 港湾施設、漁港施設等の港湾又は漁港の関連施設
  - 五 次のイからハまでに掲げる施設又はその他の住民の生活又は事業のために設置が必要やむを得ないと認められる施設
    - イ 通路又は階段
    - ロ 採草放牧地
    - ハ 事業場等からの排水のための施設
  - 六 次のイ及びロに掲げる施設その他の周辺環境に影響を与える施設で、市街地から遠隔にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地に立地する場合に、必要最小限の規模で設置が認められる施設
    - イ グライダー練習場
    - ロ モトクロス場又はラジコン飛行機滑空場
- 2 前項に規定する占用施設については、当該施設周辺の騒音の抑制及び道路交通の安全の確保上必要やむを得ないと認められる場合に限り、当該施設と一体をなす利用者のための駐車場の占用を許可することができる。この場合においては、本体施設の利用時間外及び洪水のおそれのある場合の使用の禁止、使用禁止時間帯における車両の撤去、洪水時の駐車車両の避難に係る夜間及び休日を含む情報伝達体制の整備等の許可条件を付すものとする。
- 3 第1項に規定する占用施設については、必要に応じて、施設利用者のための売店、便所、休憩所、ベンチ等を当該施設と一体をなす工作物としてその設置を許可することができる。

（治水上又は利水上の基準）

第8 工作物の設置、樹木の栽植等を伴う河川敷地の占用は、治水上又は利水上の支障

を生じないものでなければならない。この場合、占用の許可は、法第26条第1項又は第27条第1項の許可と併せて行うものとする。

- 2 前項の治水上の支障に係る技術的判断基準は、次の各号に掲げるとおりとし、河川の形状等の特性を十分に踏まえて判断するものとする。ただし、法第6条第2項に規定する高規格堤防特別区域、同条第3項に規定する樹林帯区域及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第1条第2項に規定する遊水地における占用については、適用しない。
  - 一 河川の洪水を流下させる能力に支障を及ぼさないものであること。
  - 二 水位の上昇による影響が河川管理上問題のないものであること。
  - 三 堤防付近の流水の流速が従前と比べて著しく速くなる状況が発生させないものであること。
  - 四 工作物は、原則として、河川の水衝部、計画堤防内、河川管理施設若しくは他の許可工作物付近又は地質的に弱い場所に設置するものでないこと。
  - 五 工作物は、原則として河川の縦断方向に設けないものであり、かつ、洪水時の流出などにより河川を損傷させないものであること。
- 3 前項に規定するもののほか、樹木の栽植に関する治水上の支障に係る技術的判断基準については、別途定める河川区域内における樹木の植樹等に係る基準（以下「植樹基準」という。）によるものとする。

（他の者の利用との調整等についての基準）

- 第9 河川敷地の占用は、他の者の河川の利用を著しく妨げないものでなければならない。
  - 2 河川敷地の占用は、必要に応じて、他の者の水面等の利用を確保するための河岸への通路又は河川管理用の通路が確保されていなければならない。また、河川敷地の利用をより一層促進するため、必要に応じて、公園等の占用施設相互の連携を図るための連絡歩道や便所、ベンチ等が確保されていなければならない。

（河川整備計画等との調整についての基準）

- 第10 河川敷地の占用は、河川整備計画その他の河川の整備、保全又は利用に係る計画が定められている場合にあつては、当該計画に沿ったものでなければならない。
  - 2 前項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、当該保全の趣旨に反する占用の許可をしてはならない。

（土地利用状況、景観及び環境との調整についての基準）

- 第11 河川敷地の占用は、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならない。

（占用の許可の期間）

- 第12 占用の許可の期間は、第7条第1項第一号から第五号までに規定する占用施設に係る占用にあつては10年以内、同項第六号に規定する占用施設に係る占用にあつては5年以内で当該河川の状況、当該占用の目的及び態様等を考慮して適切なものとしなければならない。
  - 2 前項の許可の期間が満了したときは、当該許可は効力を失うものとする。

（占用の許可の内容、条件、監督処分等）

- 第13 占用の許可は、当該占用の期間内に当該占用の目的を達成するために必要と認められる適切な内容のものとする。

- 2 占用の許可には、水質保全、占用に伴う騒音の抑制等環境の保全上必要な条件、情報伝達体制の整備、工作物の撤去等緊急時の適切な対応を確保するために必要な条件、占用の目的を達成するために必要な維持管理に関する条件その他の河川管理上必要があると認められる条件を付すものとする。
- 3 占用の許可の後、占用の許可を受けた者から報告を徴収するなどの方法により、適宜、占用の状況及び許可条件の履行状況の確認を行うものとする。
- 4 占用の許可を受けた者が法又は許可条件（法第26条第1項及び第27条第1項の許可条件を含む。）に違反している場合その他必要があると認められる場合においては、法第77条第1項に規定する是正措置の指示、法第75条第1項に規定する監督処分等の措置を、状況に応じて適正に実施するものとする。

#### （継続的な占用の許可）

- 第14 占用の許可の期間が満了した後に継続して占用するための許可申請がなされた場合には、適正な河川管理を推進するため、この準則に定めるところにより改めて審査するものとする。
- 2 前項の場合において、従前のまま継続して占用を許可することが不相当であると認められるときは、この準則に適合するものとなるよう指導するとともに、必要に応じて、従前よりも短い占用の期間の設定、不許可処分等の措置をとるものとする。

#### （一時占用の許可）

- 第15 工事、季節的な行事又は仮設物等のための河川敷地の一時的な占用の許可については、この準則によらないことができる。

### 第3章 包括占用の特例

#### （包括占用の許可）

- 第16 市町村に対して、治水上、環境の保全上等の河川管理上の支障が生じるおそれが少ない河川敷地について、第7第1項に規定する占用施設に該当する施設を設置する場合に、河川敷地の具体的利用方法を占用の許可後に当該市町村が決定できる占用（以下「包括占用」という。）の許可をすることができるものとする。
- 2 包括占用の許可は、市町村の区域に存する河川敷地のうち、あらかじめ当該市町村が河川管理者と協議し、決定した区域（以下「包括占用区域」という。）を対象とするものとする。
  - 3 前項の場合において、第10第1項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、原則として包括占用区域としてはならない。

#### （第10第1項に規定する計画等との調整）

- 第17 包括占用区域の具体的利用方法は、第10第1項に規定する計画が定められている場合にあつては当該計画に沿ったものであるとともに、都市計画法第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針（基本的な方針を定めていない市町村にあつては、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想等）に沿ったものでなければならない。

#### （包括占用区域の施設設置者による利用）

- 第18 包括占用の許可を受けた市町村は、第6に規定する者に、包括占用区域の全部又は一部を第7第1項に規定する占用施設に該当する施設の設置を目的として使用させることができるものとする。

- 2 前項の規定に基づき、市町村が包括占用区域を使用することを認めた者（以下「施設設置者」という。）に包括占用区域を使用させる場合には、当該市町村は、包括占用区域の使用に係る契約（以下「使用契約」という。）を当該施設設置者と締結するとともに、その内容を河川管理者に報告しなければならない。
- 3 市町村は、使用契約を締結するときは、包括占用区域の使用の具体的内容（設置する占用施設の概要を含む。）、契約期間、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件等を付すものとする。
  - 一 施設設置者による使用は契約の内容に従って適切に行うこと。
  - 二 施設設置者は市町村の指導監督に服すること。
  - 三 第20第1項に規定する工作物の設置等の許可の状況によって契約を変更し、又は無効とすること。
  - 四 施設設置者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、市町村の意志表示により契約を解除できること。

（包括占用の許可の申請及び条件等）

- 第19 包括占用の許可申請に当たっては、第7第1項に規定する占用施設に該当する施設の設置による包括占用区域の利用を目的とするとともに、第17に規定する都市計画に関する基本的な方針等を申請書に添付するものとする。
- 2 包括占用の許可をする場合には、第13第2項に規定するもののほか、第6から第11までの規定を十分に踏まえて具体的利用方法を決定しなければならないこと、施設設置者に使用させる場合には使用契約を締結し、当該施設設置者を適切に指導監督することその他の必要な条件を付するものとする。
  - 3 包括占用の許可をした場合には、当該包括占用区域及び許可の内容を適切な公示方法により周知するものとする。

（包括占用区域における工作物の設置等の許可）

- 第20 包括占用区域において工作物の設置又は土地の掘削等若しくは樹木の栽植等を行おうとする場合には、包括占用の許可を受けた市町村又は施設設置者は、法第26条第1項又は第27条第1項に規定する許可申請を河川管理者に行わせなければならない。なお、施設設置者が当該許可申請を行う場合は、市町村を経由して行うものとする。
- 2 前項の許可申請は、第19第1項の許可申請と同時に行うこともできるものとする。
  - 3 第1項の許可申請に際し、治水上支障が小さいと見込まれるベンチ等の工作物の設置又は樹木の栽植については、その設置等の範囲及び上限の数を申請書及びその添付図書に記載すれば足りるものとする。
  - 4 前項の規定による許可申請に対して許可を行う場合には、工作物の設置又は樹木の栽植の範囲及び上限の数について条件を付するものとする。
  - 5 前2項に規定する樹木の栽植については、植樹基準に定めるところにより、許可するものとする。

（包括占用許可に係る監督処分等）

- 第21 施設設置者の包括占用区域の使用が法又は許可条件（法第24条、第26条第1項及び第27条第1項の許可条件をいう。）に違反している場合その他必要があると認められる場合においては、次の各号に定めるところにより措置するものとする。
- 一 市町村に対しては、施設設置者に対する指導監督に関する指示、包括占用の許可の取消し等の監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。

二 施設設置者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。

#### 附 則

##### (経過措置)

- 1 この準則の制定の際占用の許可を受けて現に存し、又は現に工事中の占用施設の全部又は一部がこの準則に適合しない場合においては、当該占用施設に対しては、当分の間、この準則は適用しない。
- 2 前項に該当する占用施設について、当該占用の許可の期間が満了した後にも引き続き許可を与えようとするときには、許可申請者に対してこの準則に適合するものとなるよう努めることを指導するものとする。

## 工作物設置許可基準について (平成10年1月建設省河川局治水課長通達)

標記については、平成6年9月22日付け建設省河治発第72号により通達しているところであるが、河川法の一部を改正する法律（平成9年法律第69号）が平成9年12月1日から施行され、「河川環境の整備と保全」が河川管理の目的として明示されたこと、並びに、近年光ファイバケーブル類、地下工作物及び船舶係留施設の設置要望が増加していること等に鑑み、この一部を別紙のとおり改めることとしたので通知する。

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1 この基準は、河川区域内における河川法（昭和39年法律第167号、以下「法」という。）第26条第1項に基づく工作物の新築、改築又は除却（以下「工作物の設置等」という。）の許可に際して、工作物の設置位置等について河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めるものとする。

#### (適用範囲)

第2 この基準は、法第6条第1項に規定する河川区域のうち遊水地、湖沼（ダム湖を含む。）、高規格堤防特別区域及び樹林帯区域を除いた区域における工作物の設置等に適用する。

#### (基本方針)

第3 工作物の設置等の許可は、当該工作物の設置等が次の各号に該当し、かつ、必要やむを得ないと認められる場合に行うことを基本とする。

- 1 当該工作物の機能上、河川区域に設ける以外に方法がない場合又は河川区域に設置することがやむを得ないと認められる場合。
- 2 当該工作物の設置等により治水上又は利水上支障を生ずることがなく、かつ、他の工作物に悪影響を与えない場合。
- 3 当該工作物の設置等により河川の自由使用を妨げない場合。
- 4 当該工作物の設置等が河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわない場合。
- 5 河川環境管理基本計画（「河川環境管理基本計画の策定について」。（昭和58年6月28日付け建設省河川局長通達）による河川環境管理基本計画をいう。）が定められている場合にあつては、当該工作物の設置等が当該計画に定める事項と整合性を失しない場合。

#### (設置等の一般的基準)

第4 工作物の設置等にあたっての一般的基準は次のとおりとする。

- 1 工作物の設置にあたっては、河川整備基本方針に従って定めた計画横断形（以下、この基準において「計画横断形」という。）に適合した位置を選定するものとする。
- 2 工作物の設置にあたっては、地質的に安定した個所を選定することを基本とするものとする。
- 3 水門及び樋門、橋台等その機能上やむを得ず計画堤防（計画横断形の堤防に係る部分をいう。以下、この基準において同じ。）内に設けることが必要となる工作物の設置にあたっては、水衝部等以外の個所を選定することを基本とするものとする。
- 4 3に掲げる工作物以外の工作物については、計画堤防内に設置しないことを基本とするものとする。
- 5 橋、堰等河道内に設ける工作物並びに計画堤防内に設ける水門及び樋門等の設置等にあたっては、既存の施設の統廃合に努めるものとする。
- 6 河川の縦断方向に上空又は地下に設ける工作物は、設置がやむを得ないもので治水上支障の無いものを除き設けないものとする。
- 7 設置が不適當な個所においてやむを得ず工作物を設置するときは、水理模型実験、数値解析等により、局所洗掘及び河道の安定等、設置による河川への影響について検討を行い、適當と認められる対策を講ずるものとする。
- 8 付近の土地の区域における景観との調和、河川における生態系の保全等の河川環境の保全に配慮するものとする。なお、工事を施工するために仮に設けられる工作物においては、必要に応じ、河川環境の保全に配慮するよう努めるものとする。
- 9 工作物の用途を廃止したときは、その工作物が治水上、利水上の支障とならないよう除却することを基本とするものとする。

## 第2章 堰

### （設置位置の選定基準）

#### 第5

- 1 設置が不適當な個所
  - ① 狭窄部（山間狭窄部は除く。）、水衝部、支派川の分合流部
  - ② 川床の変動が大きい個所、みお筋の不安定な個所
- 2 設置にあたって対策が必要な個所
  - ① 河川に設けられている他の工作物（橋、伏せ越し等）に近接した個所
  - ② 堤内地の排水に影響を及ぼすおそれのある個所
  - ③ 堰の計画湛水位が堤内地盤高より高くなる個所

### （設置の基準）

#### 第6

- 1 共通事項
  - ① 堰の平面形状は直線とし、設置の方向は洪水時の流水の方向に対して直

角を基本とするものとする。

- ② 起伏堰（ゴム引布製起伏堰を除く。以下同じ。）は、計画高水流量が大きい重要区間又は川床勾配が急な区間若しくは河床材料の粒径が粗い区間等には、設置しないことを基本とするものとする。
- ③ 魚類の遡上等のため必要がある場合には、適切な構造の魚道を設けるものとする。
- ④ 取付護岸及び高水敷保護工は、河川環境の保全に配慮した構造とするものとする。

## 2 対策が必要な個所における設置基準

- ① 他の工作物に近接して設置する場合において、堰の設置による河床の変動等により、他の工作物の基礎に影響を与えるおそれがあるときは、基礎の補強等の対策を講ずるとともに、堰柱については他の工作物と相互に作用して流水の乱れを大きくしない配置とするものとする。
- ② 堤内地の排水に影響を及ぼすおそれのある個所に設置するときは、堤内地の排水系統の見直し又はポンプによる排水処理等を講ずるものとする。
- ③ 計画湛水位が堤内地盤より高くなるときは、十分な漏水対策の他、水抜き施設の設置等、堤防の湿潤化防止対策を講ずるものとする。

## 第3章 水門及び樋門

（設置位置の選定基準）

### 第7

#### 1 設置が不適当な個所

- ① 水衝部
- ② 河床の変動が大きい個所、みお筋の不安定な個所

#### 2 設置にあたって対策が必要な個所

- ① 既設の水門及び樋門（以下「水門等」という。）に近接した個所
- ② 基礎地盤が軟弱な個所
- ③ 堤防又は基礎地盤に漏水履歴のある個所

（設置の基準）

### 第8

#### 1 共通事項

- ① 水門等の設置の方向は、堤防法線に対して直角を基本とするものとする。
- ② 排水のための水門等を設置するときは、必要に応じ、取付河川との連続性を確保するよう配慮するものとする。
- ③ 取付護岸及び高水敷保護工は、河川環境の保全に配慮した構造とするものとする。

#### 2 対策が必要な個所における設置基準

① 既設の水門等に近接した個所に設置するときは、取付護岸の一体化等必要な対策を講ずるものとする。

② 基礎地盤が軟弱な個所及び堤防又は基礎地盤に漏水履歴のある個所に設置するときは、十分な漏水対策を講ずるものとする。

(設置に係るその他の留意事項)

## 第9

① 水門等は、統廃合に努めるものとする。

② 水門等は、他の利水及び河川利用の状況に配慮し設置するものとする。

## 第4章 水路

(設置の基準)

### 第10

#### 1 共通事項

① 堤防に設置しないことを基本とするものとする。

② 堤外地において、河川の縦断方向に設置しないことを基本とするものとする。

③ 堤外地に横断的に設置する水路の方向は洪水時の流水の方向に対して直角を基本とするとともに、法勾配は緩やかにし、その周囲には高水敷保護工を設置するものとする。

④ 堤内地において、河川の縦断方向に設置するときは、「堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について」(平成6年5月31日 建設省河治発第40号)によるものとする。

⑤ 排水のための水路を設置するときは、必要に応じ、取付河川との連続性を確保するよう配慮するものとする。

⑥ 高水敷保護工は、河川環境の保全に配慮した構造とするものとする。

## 第5章 揚水機場及び排水機場

(設置の基準)

### 第11

#### 1 共通事項

① 揚水機場及び排水機場(以下「揚排水機場」という。)のポンプ設備及び吐出水槽その他の調圧部を堤防法尻に近接して設置するときは、「堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について」(平成6年5月31日 建設省河治発第40号)によるものとする。

(設置に係るその他の留意事項)

### 第12

① ポンプの連続運転による振動等により、周辺環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、設置位置の変更や十分な振動対策等の措置を講ずるものとする。

## 第6章 取水塔

(設置位置の選定基準)

### 第13

#### 1 設置が不適当な場所

- ① 狭窄部（山間狭窄部は除く。）、水衝部、支派川の分合流部
- ② 河床の変動が大きい個所、みお筋の不安定な個所

#### 2 設置にあたって対策が必要な個所

- ① 河川に設けられている他の工作物（橋、伏せ越し等）に近接した個所
- (設置の基準)

### 第14

#### 1 共通事項

- ① 魚類の迷入、吸い込み防止に配慮した構造とするものとする。
- ② 取付護岸は、河川環境の保全に配慮した構造とするものとする。

#### 2 対策が必要な個所における設置基準

- ① 取水塔の設置による局所洗掘が、近接した他の工作物に支障を及ぼさないよう河床の洗掘防止について適切に配慮された対策を講ずるものとし、橋、堰等の工作物に近接して設置するときは、橋脚、堰柱等と相互に作用して流水の乱れを大きくしない配置とする等の対策を講ずるものとする。

## 第7章 伏せ越し

(設置位置の選定基準)

### 第15

#### 1 設置が不適当な個所

- ① 河床の変動が大きい個所
- ② 河川に設けられている他の工作物（堰、橋等）に近接した個所

#### 2 設置にあたって対策が必要な個所

- ① 基礎地盤が軟弱な個所
- ② 基礎地盤に漏水履歴のある個所

(設置の基準)

### 第16

#### 1 共通事項

- ① 伏せ越しの平面形状は直線とし、設置の方向は洪水時の流水の方向に対して直角を基本とするものとする。

#### 2 対策が必要な個所における設置基準

- ① 基礎地盤が軟弱又は漏水履歴のある個所に設置するときは、十分な漏水対策を講ずるものとする。

## 第8章 管類等

(適用範囲)

第16の2 この章の規定は、光ファイバケーブル類（通信用のケーブル等を含む。以下同じとする。）以外の管類等について適用するものとする。

（設置の基準）

#### 第17

##### 1 共通事項

- ① 縦断的に設置しないことを基本とするものとする。
- ② 圧力管を設置するときは、二重構造とするものとする。
- ③ 堤防乗り越し管は、堤防法線に対して直角を基本とするものとする。
- ④ 堤防乗り越し管は、堤防の表法肩から堤外側部分については流水の乱れを大きくしないよう必要な対策を講ずるものとする。
- ⑤ 堤防乗り越し管は、堤防の天端及び裏法肩から堤内地側の部分については計画堤防内に設置しないものとする。
- ⑥ 堤防乗り越し管の設置にあたっては管類の振動が堤防に支障を与えないよう必要な対策を講ずるものとする。
- ⑦ 構造令に適合していない既存の橋には管類等を添架しないことを基本とするものとする。

#### 第8章の2 光ファイバケーブル類

（適用範囲）

第17の2 この章の規定は、光ファイバケーブル類について適用するものとする。

（設置の基準）

#### 第17の3

##### 1 共通事項

- ① 設置にあたっては、計画横断形に適合した位置を選定することを基本とするものとする。ただし、近い将来改修工事に着手する予定のない区間にあつてはこの限りでない。
- ② 光ファイバケーブル類及び収容管路は、損傷等に対して十分安全な深さに埋設することを基本とするものとする。ただし、鞘管構造やコンクリート巻立構造とするなど、必要な対策を講ずるときはこの限りでない。
- ③ ハンドホール及び伝送装置等については、堤外地及び堤防の表法に設置しないことを基本とするものとする。ただし、高水敷において洗掘等の生じるおそれが極めて低い場合はこの限りでない。

##### 2 河川の縦断方向に設置するときの設置の基準

- ① 計画堤防内、堤外地及び堤防の表法には設置しないことを基本とするものとする。
- ② 堤内地において設置するときは、「堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について」（平成6年5月31日 建設省河治発第40号）によるものとする。

### 3 堤防を乗り越して設置するときの設置の基準

- ① 設置の方向は、堤防法線に対して直角を基本とするものとする。
- ② 堤防の表法部分においては、光ファイバケーブル類及び収容管路はコンクリート巻立構造（護岸との一体構造を含む。）とし、その上面を堤防法面に合わせることを基本とするものとする。なお、護岸との一体構造としない場合においては、護岸等の堤防補強を行うものとする。
- ③ 堤防の天端及び裏法肩から堤内地側の部分については計画堤防内に設置しないことを基本とするものとする。
- ④ 構造令に適合していない既存の橋にやむをえず添架するときは、治水上の支障について検討を行い、必要な対策を講ずるものとする。

### 4 高水敷に設置するときの設置の基準

- ① 設置の方向は、洪水時の流水の方向に対して直角を基本とするものとする。
- ② 埋設の深さは、「河川管理施設等構造令」第62条第2項によるものとする。ただし、治水上の支障の生じないよう必要な対策を講ずるときはこの限りでない。

（設置に係るその他の留意事項）

#### 第17の4

- ① 光ファイバケーブル類の設置にあたっては、他の一般公衆の自由かつ安全な河川使用の妨げとならないよう必要な対策を講ずるものとする。

## 第9章 集水埋渠

（設置位置の選定基準）

### 第18

#### 1 設置が不適當な個所

- ① 水衝部、支派川の分合流部
- ② 河床の変動が大きい個所
- ③ 河川に設けられている他の工作物（堰、橋等）に近接した個所

（設置の基準）

### 第19

#### 1 共通事項

- ① 設置深さは、計画河床、現河床に配慮するとともに、河床低下や洗掘に対して十分安全な深さとするものとする。
- ② 集水埋渠の有孔部は、堤脚から治水上支障のない距離を離して設置するものとする。

（設置に係るその他の留意事項）

### 第20

- ① 集水埋渠の設置は、表流水取水が不適當又は著しく困難な場合に限られるものとする。

- ② 集水埋渠の取水量は、周辺の地下水利用等を著しく損なわない規模であるものとする。
- ③ 埋設物の長さ等の規模は、施設の維持、補修を勘案した上で必要最小限にとどめるものとする。

## 第10章 橋

(設置位置の選定基準)

### 第21

#### 1 設置が不適当な場所

- ① 狭窄部（山間狭窄部は除く。）、水衝部、支派川の分合流部
- ② 河床の変動が大きい個所

#### 2 設置にあたって対策が必要な個所

- ① 河川に設けられている他の工作物（橋、伏せ越し等）に近接した個所

(設置の基準)

### 第22

#### 1 共通事項

- ① 橋脚は、堤体内に設けないものとする。ただし、鞘管構造等の堤防に悪影響を及ぼさない構造のピアアパットを設け（ピアアパットの位置は原則として川表側とする。）、川裏側において堤防補強を行うときはこの限りでない。
- ② 橋の設置によって、著しい流水の乱れや堤防への悪影響等が生じないように必要な対策を講ずるものとする。
- ③ 取付護岸及び高水敷保護工は、河川環境の保全に配慮した構造とするものとする。

#### 2 対策が必要な個所における設置基準

(設置に係るその他の留意事項)

### 第23

- ① 橋を改築するときは、旧橋を撤去するものとする。
- ② 河川管理用通路を確保するものとする。

## 第11章 潜水橋

(設置の基準)

### 第24

#### 1 共通事項

- ① 低水路に設置しないことを基本とするものとする。
- ② 潜水橋の上部構造が、洪水時等に流失することのないよう必要な対策を講ずるものとする。

(設置に係るその他の留意事項)

### 第24の2

- ① 縁石、防護柵等を設置するときは、治水上支障が生じないように適切に配

慮された構造とするものとする。

## 第12章 道路

(設置位置の選定基準)

### 第25

#### 1 設置が不適当な個所

##### ① 表小段

(設置の基準)

### 第26

#### 1 共通事項

① 河川管理用通路の機能の確保を優先するものとする。

(設置に係るその他の留意事項)

### 第27

① 防護柵、標識、表示板、信号機等の道路交通のために設置する道路付属物は、必要最小限にとどめるものとする。

② 道路付属物の基礎は計画堤防内に設置しないことを基本とするものとする。

③ 橋の低外地側にアンダークロス道路は設置しないことを基本とするものとする。

④ 道路の設置にあたっては、他の一般公衆の自由かつ安全な河川使用の妨げとならないよう、堤内地及び堤外地へのアクセスに配慮した横断歩道の設置等の必要な対策を講ずるものとする。

⑤ 歩道橋は、高齢者、障害者、車いす等の利用に配慮した構造とするものとする。

## 第13章 自転車歩行者専用道路

(設置位置の選定基準)

### 第28

#### 1 設置にあたって対策が必要な個所

##### ① 高水敷、表小段

(設置の基準)

### 第29

#### 1 共通事項

① 自転車歩行者専用道路の設置の基準については、「河川区域内の土地に自転車歩行者専用道路を設置する場合の取扱いについて」(昭和50年1月19日建設省河治発第98号)によるものとする。

## 第14章 坂路

(設置位置の選定基準)

### 第30

#### 1 設置が不適当な個所

- ① 狭窄部、水衝部（川表側への設置の場合）

（設置の基準）

### 第31

#### 1 共通事項

- ① 坂路は計画堤防内に設置しないことを基本とするものとする。
- ② 川表側には逆坂路を設置しないものとする。ただし、治水上の支障の生じないよう必要な対策を講ずるときはこの限りでない。
- ③ 公園の附属施設等として設けられる坂路（以下「公園の坂路等」という。）は、高齢者、障害者、車いす等の利用に配慮した構造とするものとする。

（設置に係るその他の留意事項）

### 第31の2

- ① 公園の坂路等は、堤内地及び堤外地へのアクセスに配慮し設置するものとする。

## 第15章 階段

（設置の基準）

### 第32

#### 1 共通事項

- ① 川表側は階段の上面を堤防法面に合わせ、川裏側は階段を計画堤防外に設置することを基本とするものとする。
- ② 川表側は、護岸等の堤防補強を行うものとする。
- ③ 手すりを設置するときは、治水上支障が生じないよう適切に配慮された構造とするものとする。

（設置に係るその他の留意事項）

### 第32の2

- ① 公園の附属施設等として設けられる階段は、堤内地及び堤外地へのアクセスに配慮し設置するものとする。

## 第16章 安全施設

（設置に係る留意事項）

### 第33

- ① 堤体及び堤外地における安全施設の設置は、安全上必要と認められる部分に限られるものとする。

## 第17章 架空線類

（設置位置の選定基準）

### 第34

#### 1 設置が不適当な個所

- ① 鉄塔、コンクリート柱、木柱等の支柱（以下「鉄塔等」という。）については、狭窄部、水衝部、支派川の分合流部

② 鉄塔等については、河床の変動が大きい個所

2 設置にあたって対策が必要な個所

① 鉄塔等については、堤外地

② 鉄塔等については、河川に設けられている他の工作物（橋、伏せ越し等）に近接した個所

③ 鉄塔等については、堤内地の堤脚付近

（設置の基準）

第35

1 共通事項

① 鉄塔等は河川の縦断方向に設置しないものとする。

② 河川の上空を横過する送電線又は通信線等の架空線（以下「架空線」という。）は堤外地にあつては河川の計画高水位に対し十分余裕を見込んだ高さ以上であるものとする。

③ 架空線は計画堤防天端から十分余裕を見込んだ高さ以上であるものとする。

2 対策が必要な個所における設置基準

① 堤外地に鉄塔等を設置するときは、河床の洗掘防止について適切に配慮された対策を講ずるものとする。

② 鉄塔等による局所洗掘が、近接した他の工作物に支障を及ぼさないよう河床及び高水敷の洗掘防止について適切に配慮された対策を講ずるものとし、橋、堰等の工作物に近接して設置するときは、橋脚、堰柱等と相互に作用して流水の乱れを大きくしない配置とする等の対策を講ずるものとする。

③ 堤内地の堤防に近接した個所に鉄塔等を設置するときは、「堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について」（平成6年5月31日建設省河治発第4号）によるものとする。

第18章 河底横過トンネル

（設置の基準）

第36

1 共通事項

① 河底横過トンネルの平面形状は直線とし、設置の方向は洪水時の流水の方向に対して直角を基本とするものとする。

② 設置深さは、河床低下や洗掘に対して十分安全な深さとするものとする。

③ 河川水がトンネルを介して堤内へ流出するおそれがあるものについては兩岸の堤内地側に制水ゲートを設置するものとする。

（設置に係るその他の留意事項）

第37

- ① 圧力管については、管の損傷による河川管理上の支障が生じないように必要な対策を講じておくものとする。

## 第19章 地下工作物

(適用範囲)

第38 この章の規定は、公共駐車場、下水処理場、変電所等の地下工作物について適用するものとする。

(設置位置の選定基準)

### 第39

#### 1 設置が不適当な個所

- ① 狭窄部、水衝部、支派川の分合流部
- ② 河床の変動が大きい個所
- ③ 河川に設けられている他の工作物（堰、橋等）に近接した個所
- ④ 基礎地盤が軟弱な個所
- ⑤ 基礎地盤に漏水履歴のある個所
- ⑥ 堤防下及び堤防に近接した個所
- ⑦ 低水路河岸に近接した個所

#### 2 設置にあたって対策が必要な個所

- ① 堤防付近の高水敷部

(設置の基準)

### 第40

#### 1 共通事項

- ① 河川の地下空間の利用計画の制約とならないものとする。
- ② 長区間にわたって縦断的に設置しないことを基本とするものとする。
- ③ 地下水に影響を及ぼさないよう必要な対策を講ずるものとする。
- ④ 設置深さは、河床低下や洗掘に対して十分安全な深さとするものとする。
- ⑤ 地表への出入り口等の設置によって、著しい流水の乱れや堤防への悪影響等が生じないように必要な対策を講ずるものとする。

#### 2 対策が必要な個所における設置基準

- ① 堤防に悪影響が生じないように適切に配慮された施工方法を採用するものとする。

(設置に係るその他の留意事項)

### 第41

- ① 工作物内部における火災等により河川管理上の支障が生じないように必要な対策を講ずるものとする。

## 第20章 船舶係留施設

(設置位置の選定基準)

### 第42

## 1 設置が不適当な個所

- ① 洪水時に多量の流木が流下または集積するおそれのある区間
- ② 狭窄部、湾曲部、水衝部、支派川の分合流部
- ③ 河床の変動が大きい個所、みお筋の不安定な個所
- ④ 水門等の操作により大きな流速の生じる個所

## 2 設置にあたって対策が必要な個所

- ① 河川に設けられている他の工作物（橋、伏せ越し等）に近接した個所
- ② 低水路河岸に接して高水敷部を掘り込んだ個所

（設置の基準）

### 第43

#### 1 共通事項

- ① 洪水・高潮等に係留された船舶によって治水上の支障が生じるおそれがある場合においては、船舶を治水上支障のない位置へ撤去することを基本とするものとする。
- ② 船舶係留施設の設置によって、著しい流水の乱れや河床、河岸及び高水敷の洗掘、堤防への悪影響、塵芥の集積等が生じないように必要な対策を講ずるものとする。
- ③ 護岸や河岸、河床の維持管理に支障とならないものとする。
- ④ 船舶の係留方法は、流れや水位変動等に対して適切に配慮された方式とするものとする。

#### 2 対策が必要な個所における設置基準

- ① 船舶係留施設による局所洗掘が、近接した他の工作物に支障を及ぼさないよう河床の洗掘防止について適切に配慮された対策を講ずるものとし、橋、堰等の工作物に近接して設置するときは、橋脚、堰柱等と相互に作用して流水の乱れを大きくしない配置とする等の対策を講ずるものとする。
- ② 低水路に接した高水敷部を掘り込んで船舶を係留する区域（以下「泊地」という。）は堤防法尻から治水上支障のない距離以上離すとともに、泊地部の深さは泊地としての機能を確保できる必要最小限の深さとするものとする。また、泊地の形状は流水が著しく乱れないような形状とするとともに、泊地に接続する高水敷、低水路河岸及び河床において侵食や洗掘が生じないように適切に配慮された対策を講ずるものとする。さらに、基礎地盤に漏水履歴のある個所に設置するときは、十分な漏水対策を講ずるものとする。

# 計画的な不法係留船対策の促進について

(平成10年2月12日 河川局長通達)

河川区域内のプレジャーボート等の不法係留船は、洪水の流下の阻害、護岸への係留杭の設置や船舶が流出した場合の河川管理施設等の損傷、河川工事の実施の支障等の治水上の支障のほか、一般公衆の自由使用の妨げ、騒音の発生、景観の阻害等様々な面で河川管理上の支障を引き起こしているところである。

このような状況に対処するため、平成7年度及び9年度に河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）の改正が行われ、簡易代執行制度の創設等の措置が執られたところである。しかしながら、不法係留船はかなりの数になりつつあり、また、マリナー等の恒久的な係留・保管施設の建設は十分に進んでいない。このような状況の下では、河川によっては一挙に強制的な撤去措置を執ることが困難な状況にある。

このため、不法係留船対策の実効を上げるためには、河川管理上の支障の程度等に応じて、計画的に対策を講じることが必要となってきたところである。

今後は、下記の点に十分留意して、計画的に不法係留船対策を促進することとされたい。

また、関係事項を貴管下市町村長に周知方取り計らわれたい。

## 記

### 一 不法係留船対策に係る計画の策定について

河川区域内におけるプレジャーボート等の船舶の係留については、係留杭等の施設を設置して係留する場合には法第24条、第26条等の規定に基づく河川管理者の許可が必要であり、また、係留施設を設置することなく係留する場合においても、当該係留が通常の一時的係留でない場合には、法第24条等の規定に基づく河川管理者の許可が必要である。したがって、河川管理者の許可に基づかず河川区域内に係留している船舶は不法係留船であり、法に基づく強制的な撤去措置の対象となるものである。

このため、河川管理者は不法係留船対策を適正に実施する必要がある、不法係留船の現状を踏まえ、以下により、計画的かつ段階的な不法係留船対策を実施することとされたい。

#### 1 計画の策定

不法係留船の数が多い等の理由により計画的な不法係留船対策を講じる必要がある河川については、河川管理者は、不法係留船対策に係る計画（以下「計画」という。）を地域の実態に応じて水系又は主要な河川ごと等に策定し、不法係留船の計画的な撤去を行うこととする。

なお、その他の河川においても、河川管理上の必要性に応じ、不法係留船の強制的な撤去措置を適正に実施することとする。

## 2 計画の内容

(1) 計画における不法係留船対策の基本的考え方は、次のとおりである。

- ① 不法係留船の係留による河川管理上の支障の程度等を勘案し、重点的に強制的な撤去措置を執る必要があると認められる河川の区域（以下「重点的撤去区域」という。）を年次的に設定し、この区域において強制的な撤去措置を実施するものとする。なお、重点的撤去区域は年次的に拡大していくものであり、恒久的係留・保管施設の設置が認められた区域を除き、最終的には全ての河川の区域が重点的撤去区域となるものである。
- ② 重点的撤去区域以外の河川の区域については、法第77条の規定に基づく河川監理員の指示も含めて適切な指導を行うものとする。ただし、河川管理上の必要が生じた場合には、強制的な撤去措置を実施するものとする。
- ③ 洪水時、高潮時等における治水上の支障のおそれが少なく、かつ、河川環境の保全上も比較的問題のない場所のうち、係留施設の適切な構造及び係留船舶の適切な管理方法と相まって、治水上及び河川環境上支障のない場所については、暫定的な係留施設（以下「暫定係留施設」という。）を設置し得るものとし、この場合には計画に暫定係留施設の区域（将来的に恒久的係留・保管施設の設置が容認される区域を含む。以下「暫定係留区域」という。）を設定するものとする。

(2) 計画には、①重点的撤去区域の設定に係る年次計画及び同区域における不法係留船の強制的な撤去措置に係る年次計画、②暫定係留区域における暫定係留施設の設置に係る年次計画（暫定係留区域が存する場合に限る。）、③斜路及び船舶上下架施設の設置に係る年次計画、④河川における恒久的係留・保管施設の整備に係る年次計画等を定めるものとする（④については、他の公共水域及び陸域における恒久的係留・保管施設（民間主体が整備するものを含む。）の整備に係る計画を添付する。）。

当該年次計画には、各年次における撤去対象船舶数、恒久的係留・保管施設及び暫定係留施設の収容能力等の必要事項を定めるものとする。

なお、暫定係留施設に係留する船舶は、将来的には当該地域等における恒久的係留・保管施設に収容されるべきものであるため、暫定係留施設の設置に係る計画は、恒久的係留・保管施設（民間主体が整備するものを含む。）の整備計画を勘案しつつ策定するとともに、暫定係留施設は段階的に解消していくべきものであることに留意されたい。また、暫定係留施設のうち恒久的係留・保管施設の設置が可能なものについては、暫定係留施設を改築等の上、恒久的係留・保管施設に移行するものとして、計画を策定するものとする。

## 3 計画の策定手続

計画は、次の手続に基づき策定するものとする。

- ① 河川管理者、地方公共団体、他の公共水域管理者、警察機関、学識経験者からなる河川水面の利用調整に関する協議会（以下「協議会」という。）を地域の実態に応じて水系又は主要な河川ごと等に設置すること。なお、既に類似の組織が

地方公共団体にある場合には当該組織を活用しても差し支えないものとする。

- ② 協議会は、地域住民の意見を聴きつつ、計画の内容を検討すること
- ③ 河川管理者は、協議会の意見を聴きつつ、計画を策定すること

## 二 重点的撤去区域における不法係留船対策の実施について

重点的撤去区域は、不法係留船の係留による河川管理上の支障の程度等を勘案して重点的に強制的な撤去措置を執る必要がある区域であるため、計画に基づき、法第77条の規定に基づく河川監理員の指示等並びに強制的な撤去措置である法第75条に基づく監督処分、簡易代執行及び行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定に基づく代執行を重点的に実施することとされたい。

簡易代執行については、船舶検査番号に基づく日本小型船舶機構へ照会を行ったにもかかわらず所有者が判明しない場合、あるいは船舶検査番号に基づく照会が不可能である場合のほか、所有者であった者が譲渡により所有を否定し、譲渡先を明らかにしない場合等も、過失がなく監督処分を命ずべき者を確知することができない場合に該当するものであり、積極的に簡易代執行を実施されたい。なお、監督処分を命ずべき者を確知できる場合には、代執行を行うに当たり事前に監督処分を行うべきことはいうまでもないが、念のため申し添える。

強制的な撤去措置の実施に当たっては、必要に応じて、地方公共団体等の関係機関と連絡調整を図りながら実施することとされたい。

また、重点的撤去区域を定めた場合は、その区域及び内容を適切な公示方法（地方公共団体の広報への掲載、現場における看板の設置等）により周知を行うこととされたい。

## 三 暫定係留区域における不法係留船対策の実施について

暫定係留区域は、暫定係留施設の設置が認められる区域である。暫定係留施設を設置するためには、法第24条、第26条等の規定に基づく河川管理者の許可が必要であり、当該許可に当たっては以下の点に留意されたい。

### 1 設置主体

暫定係留施設の設置主体は、地方公共団体、第三セクター等の公的主体とする。

### 2 占用許可条件等

河川管理者は、暫定係留施設の設置者に法第24条、第26条等の規定に基づく許可を行う場合は、次の事項に留意して許可を行うとともに、必要な許可条件を付することとする。

- ① 暫定係留施設は、原則として、係留環等からなる極めて簡易な施設であること
- ② 暫定係留施設は、他の水面利用に著しい支障を与えないものであること
- ③ 係留する船舶は、洪水時、高潮時には撤去又は移動すること。ただし、当該船舶の係留が治水上の支障を生じない場合はこの限りではない。
- ④ 占用許可期間は、概ね10年以内で計画において認められた期間とすること

- ⑤ 占用許可期間経過後は、暫定係留施設を撤去すること
- ⑥ 占用許可の更新は認められないこと
- ⑦ 暫定係留施設の使用料を徴収することができること
- ⑧ 暫定係留施設に係留する船舶の所有者名等を河川管理者に登録するとともに、登録内容に対応したナンバープレートの船外への貼付を義務付けること。なお、登録は、暫定係留施設の設置者が河川管理者に対して行うものであり、河川管理者は登録簿を整備する必要があるが、条例等に基づく登録制度により必要事項の把握が可能な場合においては、当該登録で差し支えないものとする。
- ⑨ 暫定係留施設の使用料と間の契約に、許可条件を遵守するために必要な条件等を明記すること

#### 四 斜路及び船舶上下架施設の設置について

船舶の河川区域外の陸上における保管を促進するため、計画に基づき、河川区域外の陸上保管施設に保管された船舶が河川にアプローチするために必要な斜路及び船舶上下架施設が地方公共団体等の公的主体によって設置されるよう関係機関に積極的に要請を行うこととする。

なお、当該保管施設が無秩序な水面係留を防止する等河川の適正な利用を推進する上で有効であると判断される場合には、公的主体以外にも必要最小限の斜路等の設置が認められるものである。

#### 五 その他

- (1) 本通達による計画的な不法係留船対策を実施する中で、より適切で効果的な対策等が考えられる場合には、積極的に当職あて報告されたい。
- (2) 計画を策定中の河川においても、河川管理上の必要に応じ、不法係留船の強制的な撤去措置を適正に実施することとされたい。
- (3) 地方公共団体、第三セクター等の公的主体から、計画に則った恒久的係留・保管施設に係る法第24条、第26条等の規定に基づく許可申請があった場合は、河川管理者は積極的に対処するものとする。
- (4) 恒久的係留・保管施設に係る法第24条、第26条等の規定に基づく許可を行う場合においても、今後、当該施設に係留する船舶の所有者名等の登録及び当該登録内容に対応したナンバープレートの船外への貼付の義務付けを許可条件とされたい。この場合においても、条例等に基づく登録制度により必要事項の把握が可能な場合においては、当該登録で差し支えないものとする。